

第3章 自然公園

第1節 自然公園の現況

国立公園は我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地として、国定公園は国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地として、また、県立自然公園は県を代表するすぐれた自然の風景地として、いずれも県の内外を問わず多くの人々に利用されています。

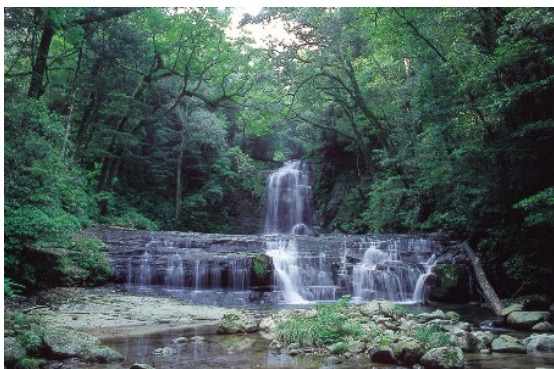
現在、霧島錦江湾国立公園のほか、日南海岸、祖母傾、日豊海岸、九州中央山地の各国定公園及び祖母傾ほか5か所の県立自然公園が指定されており、その陸域の総面積は91,919haで、県土の面積の約12%を占めています。また、日南海岸国定公園及び日豊海岸国定公園の2公園に12地区105haの海域公園地区が指定されています。（127ページに位置図）

第2節 自然公園の保護と施設の整備

自然公園にあつては、自然公園の優れた風致景観を保護するため、その区域に特別地域（特別保護地区、第1種から第3種特別地域）及び海域公園地区を指定し、当該地域地区内における風致景観を損うおそれのある一定の行為については、環境大臣又は都道府県知事等の許可を受けなければなりません。

また、その他の普通地域においても、一定の行為について都道府県知事に対し、届け出なければなりません。

自然公園における利用施設の整備については環境省直轄事業、自然環境整備交付金事業、県費単独事業、市町村に対する県費補助事業等の制度があり、国・県・市町村により執行されています。



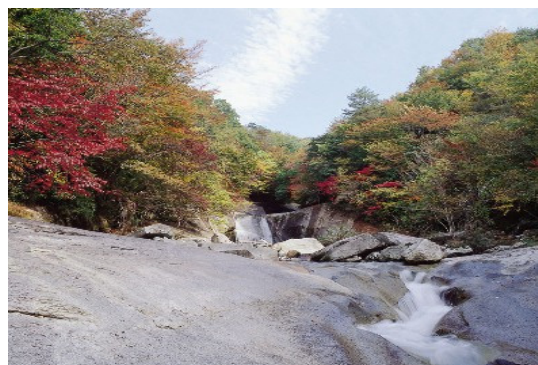
わにかが県立自然公園



西都原杉安峽県立自然公園



母智丘関之尾県立自然公園



祖母傾県立自然公園